

## 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務に係る 特定個人情報保護評価書（案）に対する意見を募集します

児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務は特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有するため、特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。

このたび、令和 6 年 10 月に予定されている児童手当制度改正に対応するため、特定個人情報保護評価書案を作成しましたので、その内容について広く市民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 特定個人情報保護評価とは

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律」（以下「番号法」といいます。）の規定に基づくいわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い、業務で特定個人情報ファイル（マイナンバーをその内容に含む個人情報ファイル）を保有する際には、番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針の規定に基づいて特定個人情報保護評価を実施し、評価書を公表する必要があります。評価書の策定にあたっては、市民の皆さまの御意見を募集し、頂戴した御意見を考慮したうえで、必要に応じて評価書の見直しを行います。

### 2 意見の募集期間

令和 6 年 6 月 11 日（火）から令和 6 年 7 月 12 日（金）まで

※持参の場合は、8 時 30 分から正午まで、13 時から 17 時 15 分までとします。

（土・日曜、祝日を除く）

※郵送の場合は令和 6 年 7 月 12 日（金）付けの消印まで有効とします。

### 3 資料の閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）、

各区役所市政資料コーナー、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

家庭支援担当（川崎市役所本庁舎 15 階）

川崎市ホームページ URL

<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000166701.html>



### 4 意見の提出方法

御意見は、郵送、持参、FAX、市ホームページ（専用フォーム）のいずれかにより、川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当までお寄せください。

◆ 意見書の書式は自由です。必ず「題名」、「氏名」及び「連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。

◆ 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。

- ◆ お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方について整理した結果を市のホームページで公表します。
- ◆ 記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき厳重に保護・管理します。

## 5 送付先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当

FAX：044-200-3638

### 【問い合わせ先】

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室

家庭支援担当 柳原

電話 044-200-2671

# 参考

## 特定個人情報保護評価書とは

特定個人情報保護評価（以下、「PIA」という。）は、特定個人情報（※1）を保護するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）において、個人番号をその内容に含む、個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下、「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする地方自治体等に義務付けられている手続であり、特定個人情報ファイルの保有による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、それを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言（公表）するものです。

PIAについては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに、対象人数、取扱者数、特定個人情報に関する重大な事故発生の有無に応じて、評価実施の手続が異なりますが、住民基本台帳に関する事務については、対象人数が多いことから、基礎項目評価と全項目評価により実施するものです。

- ・ 基礎項目評価（対象人数や取扱者数が比較的少ない事務など）  
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要や、想定されるリスク等について記載する。
- ・ 全項目評価（対象人数・取扱者数ともに多い事務など）  
重点項目評価（※2）の内容に加え、さらに詳細なリスクを分析し、その対策等について記載する。

公表に当たっては、作成した評価書についての市民意見聴取（※3）及び第三者点検（※4）を行う。

※1 個人番号をその内容に含む個人情報

※2 対象人数や取扱者数が中程度の事務などに対して行う。基礎項目評価の内容に加え、より詳細なリスクの分析や特定個人情報ファイルを取り扱うために使用するシステムの情報等について記載する。

※3 個人情報保護委員会が定める「特定個人情報保護評価に関する規則」第7条第1項に基づき実施するものであり、川崎市パブリックコメント手続条例に基づく手続とは異なります。

※4 本市においては、「特定個人情報保護評価点検委員会」の開催により実施します。